

人権

基本的な考え方

太陽誘電は、社会から信頼される企業を目指し、労働人権に関するあらゆる法規や、「国連世界人権宣言」「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」「国連グローバル・コンパクト」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」「RBA行動規範」等の国際規範を支持し、尊重しています。

また、太陽誘電グループCSR憲章および行動規範を定めるとともに、人権の尊重および適正な労働の実行のため、労働人権マネジメントシステムを整備、運用しています。「労働人権マネジメント方針および順守事項」に従い、各拠点でPDCA活動を通じて継続的改善を図っています。その他にも、より具体的な手順を記載した詳細な「グループ労働人権マネジメントマニュアル」、労働時間についての「週60時間制限ならびに連続6日勤務制限に関する管理基準」などを制定し、全拠点においてモニタリングをしています。

人権、労働などに関するリスク評価としては、定期的にRBA行動規範をベースとした労働人権についての自己評価を行っており、フィードバックによる改善・是正活動を行っています。

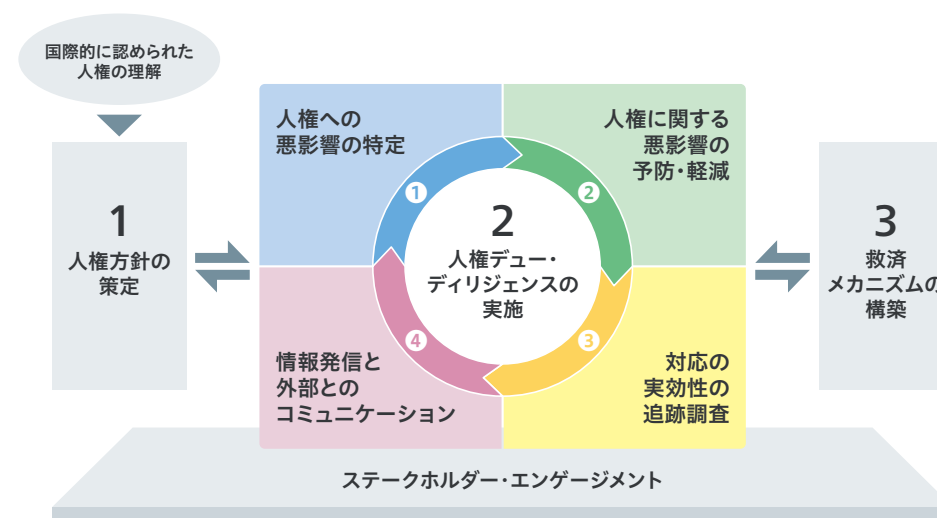
人権と労働

[人権と労働](#) | [社会\(S\)](#) | [サステナビリティ](#)



人権デュー・ディリジェンス

太陽誘電は、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施（人権への悪影響の特定・人権に関する悪影響の予防軽減・対応の実効性の追跡調査・情報発信と外部とのコミュニケーション）、救済メカニズムの構築に取り組んでいます。



- ① 人権への悪影響の特定
バリューチェーン上における潜在的な人権リスクを分析し、対応が必要な課題を特定しています。
- ② 人権に関する悪影響の予防・軽減
特定した人権リスクに関連する部門に展開し、負の影響の防止・軽減に向けた取り組みを進めています。
- ③ 対応の実効性の追跡調査
RBA行動規範をベースとした労働人権についてのセルフアセスメントを実施。得られた結果を基に改善・是正活動を行います。
- ④ 情報発信と外部とのコミュニケーション
企業ウェブサイト、統合報告書などによる情報開示を行います。